

社会福祉法人春來福社会役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春來福社会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員その他各委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合においても、別表1によるものとする。

2 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が事業の運営のための業務にあたった場合においても、別表1によるものとする。

3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

4 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うものとする。

2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(各委員会委員の費用弁償)

第6条 職員以外の各委員会委員が、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合においても、別表1により費用弁償を支払うものとする。

2 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第7条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事長報酬については、毎月末日とする。その日が休日に当たるときは、職員の春來福社会給与規程第7条第1項に準じた日とする。
- (2) 理事及び監事報酬は、定時評議員会終了後の翌月末日とする。
- (3) 評議員及び各委員会委員の費用弁償は、当該会議に出席した都度、その当月末日とする。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。
- (5) 支給は、銀行振込みとする。

(出張旅費)

第8条 役員・評議員及び各委員が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により支給することができる。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第10条 この規程を改定する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月2日から施行する。

別表1 (第3条・第4条・第5条及び第6条関係)

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等	200,000円	1ヶ月
理事業務報酬等	150,000円	年間
監事業務報酬等	150,000円	年間
理事長費用弁償費	50,000円 以内	1ヶ月 法人事業に係る業務交通費
評議員業務費用弁償	7,000円	1回につき
各委員会委員費用弁償等	3,000円	1回につき